別表第二（第四十五条関係）

第七十二条及び第七十六条	電子調書	直送	第百七条第三項、第百二十九条第二項、第百三十二条の二第三項、第百三十七条第二項、第百三十八条第一項、第百四十九条第二項及び第百四十九条の二第二項
		電子呼出状	第百八条第一項
		記録しなければ	第百十六条第三項
		電子調書の作成に用いる場合	第百十八条第二項、第百二十二条の二第二項、第百二十二条の三第二項、第百四十二条及び第百四十六条第一項
		記録させなければ	第百十八条第二項
		記録しなければ	第百二十二条の二第二項及び第百二十二条の三第二項
		準用する	第百二十三条第四項、第百三十二条の五第三項及び第百三十三条第三項
		前節（証人尋問）	第百二十七条
		口頭弁論若しくは弁論準備手続の期日又は進行協議期日	第百二十九条の二
第七十六条	当該陳述の録音により作成された電磁的記録	録音テープ	非訟事件手続規則第三十六条第一項の直送
		呼出状	記載し、尋問事項書を添付しなければ
		非訟事件手続法第三十一条の調書（以下「期日調書」という。）への添付	期日調書
		記載させなければ	記載しなければ
		準用する。この場合において、同条第二項中「口頭弁論に係る電子調書に記録しなければ」とあるのは、「期日調書に記載しなければ」と読み替えるものとする	前節及び非訟事件手続規則第四十五条の二
		非訟事件の手続の期日	
	期日調書		

［新設］